

令和5年度 事業計画書)

自 令和5年 1月 1日
至 令和5年12月31日

I. 事業方針

2016年の保険業法改正から、数年で10年を迎えます。

私たち代理店は、金融行政より、顧客本位の業務運営及び内部体制整備を自ら自律する、企業経営を求められて、参りました。

取り巻く環境は、2004年のDX・2005年の個人情報保護法以来、いままさに産業革命の最中であり、デジタル化の進展により、売り手市場から、買い手市場へ、変化し、まさにお客様が主役の時代です。

また、社会現象と構造の変化により、ニーズも変る中で、私たちの役割も国の社会補償制度を説明できることが、重要になり、その中で、損・生ワントップが、より加速それると思われます。

我々は、10年後も選ばれる代理店として、お客様本位の業務運営の実現に向けて地域のプロ代理店としての存在意義を高めるべく、質を高めて量に転嫁する経営の仕組みを構築し、経営を持続させなければなりません。

会員個々の代理店が、お客さまからも・社会からも選ばれる代理店になるべく道を模索したいと存じます。改めて、顧客本位の業務運営の確立と内部体制整備強化です。

そのために、 今年度も全保連の内部監査室の協力のもと、皆さまの支援をさせて頂きます。

また、昨年に続き東京都中小企業団体中央会の支援を頂き、代理店サポートシステムの完成に向け取り組んでまいりますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

II. 事業計画

1. 代理店活動のインフラ整備

- ①クラウド上への保険関係文書保管
- ②クラウドを介した情報共有と情報交換
- ③組合員向け代理店機械化の支援

2. 共同受注の事業

- ①自治体の関与する保険の斡旋
- ②その他団体への保険の斡旋

3. 組合員のためにする事業資金の転貸事業

金融機関より資金を借入れ、組合員に事業資金として転貸する事業

- | | |
|---------|---------------|
| ① 借入れ先 | 株式会社 商工組合中央金庫 |
| ② 貸付利率 | 4.0% |
| ③ 借入れ利率 | 3.5% |

4. 全国保険代理業協同組合連合会が行政に対して行う請願、陳情への支援事業

5. 団体協約の締結

組合員事業に対する不当な行為に対して改善を申入れ、協約を締結する事業

6. 組合員に対する教育、広報、経営改善のためのセミナー開催等の事業

- a. 保険業界の動向および関連する事項について、各方面の専門家を招き各種セミナーの開催
- b. 組合員の顧客先等が扱う商品情報の収集と提供
- c. インターネットのホームページの保守と情報交換の事業

7. 各地保険代理業協同組合との情報交換の事業

8. 他の同業団体との情報交換の事業

9. 労働保険事務組合の運営と労働保険の普及事業

10. 組合員のためにする販売促進事業

市場開拓に関する情報の収集と提供

11. 組合員の福利厚生に関する事業

- a. 懇親会等を開催し、組合員間の相互の親睦を図る
- b. 組合員に対する慶弔見舞

12. 組合員のためにする共済代理店業務に関する事業

組合は、組合員のためにとうきょう共済の共済代理所となって代理業務を行う。

(1) 共済の種類

自動車共済・火災共済

(2) 提携引受母体

東京都火災共済協同組合